

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年 4 月 1 日
各務原市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を公表する。

特定事業の名称	各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業
特定事業の期間	事業契約締結日から令和 31 年 3 月末日まで(予定)
特定事業の概要	各務原市新総合体育館及び総合運動防災公園の設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務（各務原スポーツ広場公園を含む）
公共施設等の立地	岐阜県各務原市各務山の前町 1 丁目・2 丁目地内
実施方針を策定する時期	令和 6 年 6 月（予定）
担当	各務原市 教育委員会事務局 教育施設整備推進室 電話：058-383-7302